

公益財団法人身体教育医学研究所 業者選定委員会規程

公益財団法人身体教育医学研究所
規 程 第 2 1 号

(設 置)

第1条 公益財団法人身体教育医学研究所（以下「法人」という。）が施行する工事等の入札及び物品の買入れ及びその他の契約に関し、厳正かつ公平に契約の相手方となるべき優良業者を選定するため、公益財団法人身体教育医学研究所指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、法人における入札契約等の取り扱いについて（平成12年2月17日社援施第7号）に基づき、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 業者の適格性の判定
- (2) 工事等の施工能力の判定
- (3) 工事等の成績及び安全成績の評定
- (4) その他委員会が必要と認める事項

2 前項の判定、評定にあたっては、東御市建設工事等入札制度要綱（平成16年4月1日告示第12号）第2条から第6条を参考にして行うものとする。

3 第1項により調査及び審議した決定事項は、速やかに代表理事に報告するものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

委員長 業務執行理事（事務局次長）

委 員 理事 1名

評議員 1名

監事 1名

所長

総務部 若干名

2 前条第2号に掲げる事項について調査、審議するときは、当該工事又は物品の買入れその他を所管する担当職員等を、委員として加えるものとする。

3 委員長が特に必要があると認めた場合は、更に臨時委員を置くことができる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招 集)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が関係委員を招集する。

(定足数)

第6条 委員長は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密の厳守)

第7条 委員会は、第1条の趣旨を達するため、公正にその任務を行い、審議内容については秘密を厳守しなければならない。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、総務部がこれを処理するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

(準 用)

第10条 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務委託については、この規程を準用する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。